

【東広島市】収入早見表

給与収入の場合

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がいない場合	930,000円
配偶者・扶養親族（1名）を扶養している場合	1,378,000円
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合	1,683,999円
配偶者・扶養親族（計3名）を扶養している場合	2,099,999円
配偶者・扶養親族（計4名）を扶養している場合	2,499,999円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	2,043,999円

所得の場合

扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がいない場合	38.0万円
配偶者・扶養親族（1名）を扶養している場合	82.8万円
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合	110.8万円
配偶者・扶養親族（計3名）を扶養している場合	138.8万円
配偶者・扶養親族（計4名）を扶養している場合	166.8万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	135.0万円

(所得計算について)

● 「給与所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算

- ① Aの額のうち給与収入分が162.5万円以下 → 55万円
 ② Aの額のうち給与収入分が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分×40%－10万円
 ③ Aの額のうち給与収入分が180万円超360万円以下 → 給与収入分×30%＋8万円
 ④ Aの額のうち給与収入分が360万円超660万円以下 → 給与収入分×20%＋44万円

● 「事業収入等の経費」

- ① 事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額をご記入ください
 ② 帳簿等の上記の経費がわかる書類として確定申告書をご提出ください。

● 「公的年金等控除」の欄には、以下の算定式により控除額を計算

- (65歳未満の方) 公的年金等収入分 → 控除額
 : 60万円以下 → 公的年金等収入分の全額
 : 60万円超130万円未満 → 60万円
 : 130万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25＋27万5千円
 : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15＋68万5千円
 (65歳以上の方) 公的年金等収入分 → 控除額
 : 110万円以下 → 公的年金等収入分の全額
 : 110万円超330万円未満 → 110万円
 : 330万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25＋27万5千円
 : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15＋68万5千円

● 「年間所得見込額」は、以下の算定式により計算

$$\text{年間所得見込額} = \text{年間収入見込額} - (\text{給与所得控除額} + \text{事業収入等の経費} + \text{公的年金等控除})$$